

第9章 附則について

1. 附則の概要

(1) 附則のあらまし

本改正の附則には、①改正法の施行期日を定める規定、②改正法の施行に伴う経過措置を定める規定、③政令への委任を定める規定が置かれている。

(2) 改正法の施行期日

改正法は、原則として法律の公布から6ヶ月以内の政令で定める日から施行することとした。ただし、特許法及び実用新案法の間接侵害規定の拡充の改正及び商標法の国際商標登録出願における個別手数料の二段階納付制度関連の改正については、法律の公布から1年以内の政令で定める日から施行することとした。また、請求の範囲の明細書からの分離については、法律の公布から1年6ヶ月以内の政令で定める日から施行することとした。

(3) 施行日後の出願等について適用するための経過措置

先行技術文献情報の開示制度、PCT留保の撤回並びに特許法及び実用新案法における明細書からの請求の範囲の分離に関する規定について、改正法施行後の出願（又は国際特許出願）について適用し、施行前の出願については、従前の例によることとした。

また、国際特許出願における国内移行期間に関する規定について、施行日前に翻訳文及び国内書面の両方を提出した出願については、従前の例によることとした。

さらに、国際商標登録出願に係る個別手数料の二段階納付制度関連規定について、本法施行前に納付された個別手数料又は納付されるべき個別手数料につ

いては、従前の例によることとした。

(4) 経過措置の政令への委任

改正法の施行に関し更に必要となる経過措置は、政令で定めることとした。

2. 改正法の施行期日

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中特許法第百一条の改正規定、同法第百十二条の三第二項の改正規定及び同法第百七十五条第二項の改正規定、第四条中実用新案法第二十八条の改正規定並びに同法第三十三条の三第二項第二号及び第四十四条第二項第二号の改正規定並びに第六条中商標法第六十八条の十九第一項の改正規定、同法第六十八条の三十の改正規定及び同法第六十八条の三十五の改正規定並びに附則第六条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
- 二 第二条の規定（特許法第百一条の改正規定、同法第百十二条の三第二項の改正規定及び同法第百七十五条第二項の改正規定を除く。）及び第四条の規定（実用新案法第二十八条の改正規定並びに同法第三十三条の三第二項第二号及び第四十四条第二項第二号の改正規定を除く。）並びに附則第三条及び第五条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(1) 施行期日の原則

本条は、改正法の施行期日について規定したものである。本条柱書きは、周

知期間の確保、早期施行の要請への対応、情報システムの整備期間の確保等の観点から、以下の各項目について、改正法公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する旨を規定したものである。なお、6月19日に公布された政令により、以下の項目については9月1日施行と定められた。

① 特許法の実施行為規定及び商標法の使用行為規定の改正

特許権・商標権の効力が及ぶ範囲を明確化する改正規定であることから、法曹界、産業界等の関係者に対し、本法の趣旨・内容を適格に理解させるための周知期間を確保することが必要である。ただし、従来の規定の趣旨を明確化させる改正であって規定内容が拡充されるような改正ではないこと、及び改正法を可及的速やかに適用させるべきとの要請に鑑み、公布から施行までに約6ヶ月の期間を置くこととした。

② 先行技術文献情報開示制度の導入

迅速・適確な審査の促進が早期に行われることが望まれる一方で、出願人が適切に対応し、かつ特許庁において適確な運用が行われるためにはガイドラインを作成し公表する必要があること、及び周知期間を確保する必要があることから、公布から施行まで約6ヶ月の期間を置くこととした。

③ PCT留保の撤回

PCTにおいてWTO優先権を認める規則改正は、1999年にPCT同盟総会決議で決定した事項であり、制度改正が間に合わないことを理由に、現在、我が国が留保しているものであるから、できる限り早期に施行することが望ましい。しかしながら、海外出願人への周知のため、公布から施行まで約6ヶ月の期間を置くこととした。

④ 国内書面提出期間の延長

国内書面提出期間の延長については、国内移行期間を一律30ヶ月とする改

正は既にPCT同盟総会決議で決定した事項であり、また、各締約国は速やかに国内法令を適合させるよう要請されていることから、できる限り早期に施行することが望ましい。しかしながら、当該制度の利用促進のための十分な周知、対応する情報システムの整備及びWIPO国際事務局への通知のため、公布から施行まで約6ヶ月の期間を置くこととした。

⑤ 翻訳文提出期間の延長

翻訳文提出期間の延長については、早期に施行すべきとの要請が産業界等から多数寄せられている。この改正は特に第三者の予測可能性を害することもなく、むしろ翻訳文の質を高め、第三者が技術内容を理解することを助ける効果があることから、できる限り早期に施行することが望ましい。しかしながら、翻訳文の提出を必要とする出願人の多くを占める海外の出願人への十分な周知、対応する情報システムの整備、関連する政省令の改正のため、公布後一定の期間を置くことが必要であるため、公布から施行まで約6ヶ月の期間を置くこととした。

⑥ 国際商標登録出願に関する手続の補正の特例

国際商標登録出願に関する手続の補正の特例に関する改正規定は、マドリッド協定議定書のシステムでは商標の補正ができないにも関わらず、法律上は商標の補正もできることとされていた部分を修正する規定であり、早期の施行が望ましい。しかしながら、海外の出願人への周知のため、公布から施行まで約6ヶ月の期間を置くこととした。

(2) 公布の日から1年以内の政令で定める日から施行するもの

本条ただし書第1号は、公布の日から6ヶ月以内の政令で定める日という施行期日の例外として、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される改正項目について規定している。

① 間接侵害規定の拡充

特許法及び実用新案法の間接侵害規定の拡充に関連する改正は、裁判規範の単なる明確化ではなく、侵害の範囲の拡充であることから、法曹界、産業界等の関係者が本法の趣旨・内容を適格に理解した上で適切な対応を行う必要がある。こうした観点から、十分な周知期間を確保するため、公布後1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

なお、間接侵害規定の拡充については特に経過措置を規定していないため、施行日以降にされた行為について、その行為の時点で存在する特許権により、拡充された間接侵害規定が適用されることとなる。したがって、施行日前に成立した特許権についても、施行日以降の行為については拡充された間接侵害規定が適用される。

② 国際商標登録出願に係る個別手数料の二段階納付制度関連規定

加盟国に対する十分な周知、国際事務局であるWIPO及び特許庁における事務処理体制の整備等のため、公布後1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

(3) 請求の範囲の明細書からの分離に関する施行期日

本条ただし書第2号は、公布の日から6ヶ月以内の政令で定める日という施行期日の例外として、公布の日から起算して1年6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される改正項目について規定している。

明細書の様式の変更については、現在特許庁において国際標準であるXMLフォーマットを基本としたシステム開発を進めているところであり、2003年(平成15年)7月に終了する予定である。ただし、実際の新システム稼働時期は、今後の具体的なシステム整備を待たなければ確定できないことから、法律の公布後1年6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

3. 経過措置

(1) 施行日後の出願等について適用するための経過措置

① 先行技術文献情報の開示制度

(第一条の規定による特許法の改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の特許法第十七条の二、第三十六条第四項、第四十八条の七、第四十九条、第五十条、第五十三条、第一百十三條、第二百二十三條第一項、第二百五十九條第一項及び第二項、第六十三條第一項及び第二項並びに第八十四条の十八の規定は、この法律の施行後にする特許出願について適用し、この法律の施行前にした特許出願については、なお従前の例による。

2～3 (略)

本条は、先行技術文献情報の開示制度を、施行日前の出願については適用しない旨を規定したものである。

先行技術文献情報の開示制度を施行日前の出願についても適用することは、出願人の予測可能性を欠き、過度な負担を強いるおそれがあることから、施行日後の出願についてのみ適用することとした。

なお、原出願の出願日が施行日より前の分割出願及び原出願の出願日が施行日より前の変更出願についても本制度を適用することとすると、出願時点での先行技術文献情報をまとめ直す作業を出願人に新たに課すこととなり負担が増加することが予測される。したがって、分割出願及び変更出願には特段の措置を設けないこととした。結果として、特許法第44条第2項及び第46条第5項の規定により原出願の時にしたものとみなされるこれらの出願については、本制度は適用されないこととなる。

② PCT留保の撤回

(第一条の規定による特許法の改正に伴う経過措置)**第二条 (略)**

2 第一条の規定による改正後の特許法第八十四条の三第二項（同法第八十四条の二十六第六項、実用新案法第四十八条の三第二項及び同法第四十八条の十六第六項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行後にする国際特許出願又は国際実用新案登録出願について適用し、この法律の施行前にした国際特許出願又は国際実用新案登録出願については、なお従前の例による。

3 (略)

本条は、PCT留保の撤回に係る改正規定について、改正法の施行前にした国際出願には適用しない旨を規定したものである。

PCTにおいては、パリ条約同盟国以外のWTO加盟国においてなされた特許出願を基礎とした優先権の主張（WTO優先権主張）は、国際出願時に行うこととなっている。仮に経過措置を設けない場合、WTO優先権主張をしたPCT出願については、優先権書類等を日本国特許庁に直接提出しない限り日本国において優先権主張が認められなかったはずのものが、改正法の施行により突然認められることとなる。その結果、新規性等の判断基準日が遡ることとなるため、第三者の利益とのバランスを著しく欠くおそれがある。したがって、施行前にした国際特許出願については、従前の例によることとした。

③ 請求の範囲の明細書からの分離（特許部分）

(第二条の規定による特許法の改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定（特許法第一百一条の改正規定、同法第十二条の三第二項の改正規定及び同法第七十五条第二項の改正規定を除く。）に

よる改正後の特許法（以下この条において「新特許法」という。）の規定は、附則第一条第二号に定める日（以下「施行日」という。）以後にする特許出願（施行日以後にする特許出願であって、特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により施行日前にしたものとみなされるもの（以下この項において「施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願」という。）を含む。）について適用し、施行日前にした特許出願（施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願を除く。）については、なお従前の例による。

- 2 施行日前にした特許出願又は実用新案登録出願が、新特許法第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案登録出願である場合における同条の適用については、同条中「明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲」とあるのは、「明細書」とする。
- 3 施行日前にした特許出願又は実用新案登録出願が、新特許法第四十一条第一項に規定する先の出願である場合における同条第一項から第三項までの適用については、これらの規定中「明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲」とあるのは、「明細書」とする。

第1項は、改正法の施行前にした特許出願については、請求の範囲の明細書からの分離についての規定は適用せず、従前の例によることとする旨の規定である。

この改正は明細書の様式の変更にすぎないため、原出願の出願日が施行日より前の分割出願及び原出願の出願日が施行日より前の変更出願について請求の範囲を明細書から分離することとしても、出願人にとって特段の負担が生じるものではない。このような形で施行をすることは、システムの整備の観点からも好ましい。このため、特許法第44条第2項及び第46条第5項の規定により原出願の時にしたものとみなされる出願については、新法を適用する旨を併せて規定している。

第2項は、特許法第29条の2に規定する「当該特許出願の日前の他の特許出

願又は実用新案登録出願」が、改正法の施行前の出願であるために明細書から請求の範囲が分離されていない場合には、「明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲」との規定を「明細書」と読み替えることを規定している。

第3項は、第41条第1項に基づき優先権を主張する場合に、同項に規定する「先の出願」が、改正法の施行前の出願であるため、明細書から請求の範囲が分離されていない場合には、「明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲」との規定を「明細書」と読み替えることを規定している。

④ 請求の範囲の明細書からの分離（実用新案部分）

（第四条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置）

第五条 第四条の規定（実用新案法第二十八条の改正規定並びに同法第十三条の三第二項第二号及び第四十四条第二項第二号の改正規定を除く。）による改正後の実用新案法（以下この条において「新実用新案法」という。）の規定は、施行日以後にする実用新案登録出願（施行日以後にする実用新案登録出願であって、実用新案法第十条第三項の規定又は同法第十一条第一項において準用する特許法第四十四条第二項の規定により施行日前にしたものとみなされるもの（以下この項において「施行日前の実用新案登録出願の分割等に係る実用新案登録出願」という。）を含む。）について適用し、施行日前にした実用新案登録出願（施行日前の実用新案登録出願の分割等に係る実用新案登録出願を除く。）については、なお従前の例による。

2 施行日前にした実用新案登録出願又は特許出願が、新実用新案法第三条の二に規定する他の実用新案登録出願又は特許出願である場合における同条の適用については、同条中「明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲」とあるのは、「明細書」とする。

3 施行日前にした実用新案登録出願又は特許出願が、新実用新案法第八

条第一項に規定する先の出願である場合における同条第一項から第三項までの適用については、これらの規定中「明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲」とあるのは、「明細書」とする。

実用新案登録請求の範囲については、特許請求の範囲と同様、明細書から分離する改正を行うため、実用新案法についても、特許法と同様の経過措置を設けることとした。

⑤ 国際商標登録出願に係る個別手数料の二段階納付制度関連

(商標法の改正に伴う経過措置)

第六条 附則第一条第一号に定める日前に既に納付した個別手数料又は同日前に納付すべきであった個別手数料については、第六条の規定による改正後の商標法（以下この条において「新商標法」という。）第六十八条の三十第一項から第四項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前項の規定によりその個別手数料についてなお従前の例によることとされた国際登録に係る国際商標登録出願についての商標権の設定の登録については、新商標法第六十八条の十九第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第一項の規定によりその個別手数料についてなお従前の例によることとされた国際登録に係る商標法第六十八条の三十二第一項又は第六十八条の三十三第一項の規定による商標登録出願についての商標権の設定の登録については、新商標法第六十八条の三十五の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第1項は、国際商標登録出願に係る個別手数料の二段階納付制度について、本法施行後に支払われるべき個別手数料について適用し、施行前に納付された、又は納付されるべき個別手数料については、従前の例によることを規定し

ている。これにより、施行日前に領域指定又は事後指定をして個別手数料納付の義務が生じた国際商標登録出願については、従来通り個別手数料は一回払いで納付することとなる。

第2項は、第1項の規定により改正前の個別手数料が適用される国際商標登録出願に係る設定の登録については、従前の例によることを規定している。

第3項は、第1項の規定により改正前の個別手数料が適用される国際登録についてされる第68条の32第1項又は第68条の33第1項の規定による商標登録出願に係る商標権の設定の登録については従前の例によることを規定している。

(2) PCT国際出願における国内移行期間についての経過措置

(第一条の規定による特許法の改正に伴う経過措置)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の特許法第百八十四条の五第一項の規定による手続をした日本語特許出願並びに同法第百八十四条の四第一項及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をした外国語特許出願に係る国内書面提出期間及び国内処理基準時については、なお従前の例による。

(第三条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の実用新案法第四十八条の五第一項の規定による手続をした日本語実用新案登録出願並びに同法第四十八条の四第一項及び第四十八条の五第一項の規定による手続をした外国語実用新案登録出願に係る国内書面提出期間及び国内処理基準時については、なお従前の例による。

本条は、国内移行期間については、施行日前に翻訳文及び国内書面の両方を提出した案件については、従前の例によることとする旨の規定である。

第30回PCT同盟総会で採択された条約第22条の期間の変更の効力発生については、以下のとおりとなっている。

二 効力発生及び経過措置に関する決定

- (1) 第二十二條(1)に定める期間の変更は、(2)及び(3)の決定に従うことを条件として、二千二年四月一日に効力を生ずる。この変更は、指定官庁に関する限り、優先日から二十箇月の期間が当該指定官庁についてこの変更が効力を生ずる日以降に満了し及び出願人によって同条(1)に規定する行為が行われていない国際出願に適用される。

即ち、改正法の施行日前に、既に優先日から20ヶ月の期間が満了しているもの、条約第22条(1)に規定する行為が完了しているものについては旧法が適用される。しかしながら、こうした国際出願のうち、施行日前に既に優先日から20ヶ月の期間が満了しているものについては、第184条の4第3項の規定により取り下げられたものとみなされるため、新法が適用される余地はなく、特別の経過措置を置く必要はない。したがって、施行日前に翻訳文及び国内書面（条約第22条(1)の行為＝国内移行手続）の両方を行った案件についてのみ、従前の例とする旨の経過措置を置くものである。

(3) 罰則の適用に関する経過措置及び政令への委任

（罰則の適用に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

改正法では、特許法の実施の定義等が改正されており、これらは、侵害罪（特許法第196条、実用新案法第56条、意匠法第69条及び商標法第78条）の構成要件をなすものである。

罰則の適用については、刑法の原則に基づき、刑事罰の廃止又は刑事罰の対象範囲が縮小する場合を除き、経過措置を設けなくとも刑罰が施行前の行為に遡及適用されることはないが、念のため、「この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による」旨を規定することとしたものである。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

本条は、改正法の施行に伴い必要な経過措置を政令で定めることができる旨を確認的に規定したものであり、附則の各規定以外にも経過措置が必要な場合には、本条を根拠規定として経過措置が定められることになる。

(参考) 特許法184条、実用新案法第48条関係に規定される期間一覧

下線=30ヶ月で固定されるべき期間、網掛け=改正に関連し最大32ヶ月となる期間]

【特許】	条文	日本語	共通	外国語
翻訳文	184の4①			国内書面提出期間
みなし取下げの時期	184の4③			国内書面提出期間
19条補正の翻訳の提出	184の4④			国内書面提出期間 —国内処理基準時
国内書面の提出	184の5①		国内書面提出期間	
補正命令（国内書面）	184の5②1		国内書面提出期間	
補正命令（要約の翻訳）	184の5②4			国内書面提出期間
補正命令（手数料）	184の5②5		国内書面提出期間	
19条補正の翻訳の提出	184の7①	国内処理基準時		
34条補正の翻訳の提出	184の8①		国内処理基準時	
国内公表	184の9①			国内書面提出期間
管理人によらない手続	184の11①		国内処理基準時	
管理人の選任の届け	184の11②		国内処理基準時	

補正の提出	184の12①		国内処理基準時	
要約の補正の提出	184の12③			国内書面提出期間
新規性適用を証する書面	184の14①		国内処理基準時	
国内優先の先願のみなし 取下げ	184の15④		国内処理基準時	
第三者審査請求	184の17①		国内書面提出期間	

【実用】	条文	日本語	共通	外国語
翻訳文	48の4①			国内書面提出期間
みなし取下げの時期	48の4③			国内書面提出期間
19条補正の翻訳の提出	48の4④			国内書面提出期間 ＝国内処理基準時
国内書面の提出	48の5①		国内書面提出期間	
補正命令（国内書面）	48の5②1		国内書面提出期間	
補正命令（要約の翻訳）	48の5②4			国内書面提出期間
補正命令（登録料）	48の5②5		国内書面提出期間	
補正命令（手数料）	48の5②6		国内書面提出期間	
図面の提出	48の7①		国内処理基準時	
図面の提出命令	48の7②		国内処理基準時	
国内優先の先願のみなし 取下げ	48の10④		国内処理基準時	
登録料の納付期限	48の12①		国内書面提出期間	
技術評価請求の時期	48の13①		国内処理基準時	
19条補正の翻訳の提出	48の15①	国内処理基準時		
34条補正の翻訳の提出	48の15①		国内処理基準時	
管理人によらない手続	48の15②		国内処理基準時	
管理人の選任の届け	48の15②		国内処理基準時	
新規性適用を証する書面	48の15③		国内処理基準時	

※ 上記表の条文の欄の○は項数を、○の後の数字は号を示す。